

お客さま情報の提出等のお願い よくあるご質問 (Q&A)

○ 窓口・ATM・ゆうちょダイレクトでご案内を受け取ったお客さま向け

お問い合わせ内容	ご回答
ATM 利用時に「お客さま情報の提出等のお願い」からの回答にご協力をお願いします、と書かれた利用明細票が出てきましたが、なぜこのようなメッセージが出力されたのでしょうか。	近年、日本および国際社会が取り組まなければならない課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の強化が当行のみならず、すべての金融機関に求められております。 当行においても、その対策の一環として、新たにお取引いただくお客さまに加え、すでにお取引いただいているお客さまに対しても、お客さまに関する情報やお取引目的等の定期的・継続的な確認を行っております。 お手数をお掛けいたしますが、ご協力くださいますようお願いいたします。
お客さま情報の提出は、いつから必要になったのでしょうか。	2019 年から順次お願いしております。 関連する貯金等規定を 2019 年 10 月 1 日に改定しております。
お客さま情報の回答は義務なのでしょうか。	マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の強化のため、また犯罪収益移転防止法ならびに金融庁制定のガイドラインを踏まえて整備した当行貯金規定に則り、確認させていただいております。 マネー・ローンダリング対策は銀行等金融機関の最重要責務であることをご理解いただき、回答にご協力くださいますようお願いいたします。 なお、ご回答いただけるまで、メッセージが出力されます。何卒ご理解くださいますよう、お願いいたします。
Web サイトでのお客さま情報の回答方法が分かりません。	「ゆうちょ銀行 お客さま情報ご申告サイト」(https://kyc.jp-bank.japanpost.jp/) にアクセスいただき、各項目について必要項目の入力または該当するものを選択してください。 入力方法の詳細は、「記号番号」「お客さま区分」を入力いただいた後、サイト入力画面上部に「入力方法のご案内 (PDF)」を掲載しております。
Web サイトでお客さま情報を回答しましたら、ATM 明細票のメッセージはすぐに出力されなくなるのでしょうか。	大変恐れ入りますが、ご回答いただいた情報の更新が完了するまで、1～2 週間程度いただいております。更新が完了するまでの間はメッセージが出力されますが、再度回答いただく必要はありません。

○「お取引目的等の確認のお願い」のお手紙を受け取ったお客さま向け

お問い合わせ内容	ご回答
なぜこのような手紙が送付されてきたのでしょうか。	近年、日本および国際社会が取り組まなければならない課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の強化が当行のみならず、すべての金融機関に求められております。 当行においても、その対策の一環として、新たにお取引いただくお客さまに加え、すでにお取引いただいているお客さまに対しても、お客さまに関する情報やお取引目的等の定期的・継続的な確認を行っております。 お手数をお掛けいたしますが、ご協力くださいますようお願いいたします。
お客さま情報の提出は、いつから必要になったのでしょうか。	2019年からは順次お願いしております。 関連する貯金等規定を2019年10月1日に改定しております。
なぜこのような細かい情報まで回答する必要があるのでしょうか。	近年のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の強化を踏まえて、犯罪収益移転防止法等の法令等への対応に加え、当行としてマネー・ローンダリング防止対策に必要なだと判断した情報をお聞きしております。 ご回答いただいた情報は、当行のプライバシーポリシーに従い、厳重に管理いたします。 https://www.jp-bank.japanpost.jp/policy/privacy/pcy_prv_index.html
回答しないまま回答期限が経過してしまいましたが、どうしたらいいのでしょうか。	回答期限経過後の回答も受け付けしております。未回答の場合は、お早めにご回答くださいますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。
家族や周りの方には届いていないようです。なぜ自分だけ届いたのでしょうか。	原則として、当行の口座をご利用の全てのお客さまからご回答いただくよう、2019年からはお願いを開始しています。 ご依頼方法の1つとして、郵送でお願いしておりますが、当行をご利用いただいているお客さま皆さまに対し、一度にお送りすることができませんので、順次送付しております。
他の金融機関からはこのような手紙は来ていません。なぜゆうちょ銀行だけこのような手紙を送ってくるのでしょうか。	他の金融機関の状況は分かりかねますが、マネー・ローンダリング対策は各金融機関が取り組むべき共通の課題です。 (参考) ・金融庁 HP「金融機関窓口や郵送書類等による確認手続きにご協力ください」 https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html ・全銀協 HP「銀行からのお客さまの情報やお取引の目的等の定期的な確認にご協力ください。」 https://www.zenginkyo.or.jp/money-laundering/
案内に記載されている対象口座の記号番号について、番号の桁数が通帳やキャッシュカードに記載されているものと違いますが、誤りでしょうか。	番号は一律8桁で記載しています。例えば、記号番号が1 1 5 0 0 - 2 - 3 4 5 6 1の場合、番号は5桁ですが、* * * * * - * * * * 4 5 6 1と8桁で表示しています。
口座を複数保有していますが、全ての口座に届くのでしょうか。	複数口座をお持ちの場合は、口座のご利用状況に応じて、それぞれの口座に対してご案内を送付することがあります。お手数をおかけいたしますが、複数のお手紙をお受け取りになった場合は、それぞれにご回答くださいますよう、お願いいたします。

○「現在の在留カード提示のお願い」のお手紙を受け取ったお客さま向け

お問い合わせ内容	ご回答
なぜこのような手紙が送付されてきたのでしょうか。	近年、日本および国際社会が取り組まなければならない課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の強化が当行のみならず、すべての金融機関に求められております。 当行においても、その対策の一環として、新たにお取引いただくお客さまに加え、すでにお取引いただいているお客さまに対しても、在留カードの在留期間（満了日）の定期的な確認を行っております。
いつから在留カード更新の届出が必要になったのでしょうか。	2019年4月からお願いしております。
在留カード更新の届出を行わない場合、口座の取引を制限するとあるが、具体的にどうなるのでしょうか。	制限内容は当行のセキュリティに関わるため詳細は申しあげることにはできませんが、ATMからの出金等、一部の取引が制限される場合があります。